

「電子処方箋発行資格 (HPKI) の取得…結局どれがお得？」



放射線腫瘍学教室 非常勤講師
(関西福祉科学大学 保健医療学部 教授)

上杉 康夫

1. 電子処方箋の概要

電子処方箋とは、電子的に処方箋の運用を行う仕組みであるほか、電子処方箋によって複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬等チェックなどを行えるようになります(図1)^{*1, 2}。

電子処方箋により、これまで紙でやりとりしていた処方箋をオンラインで連携する仕組みが構築されます。電子処方箋を使用するには、システム上でオンライン資格確認がなされています。使用するにはオンライン資格が必要で

電子化によって医療機関と薬局患者との間での情報共有やコミュニケーションが促進されることにより、より良い医療の提供が行えるようになり、患者さんに関するこれまでの処方情報や錠

剤情報がデータとして蓄積され、来院時にマイナンバーカードで患者本人の同意を得るとそれらの情報を参照できるようになります。また、この情報を活用し重複投薬等チェックの結果確認が行えるようになります。より正確な情報を基に診察を行えるようになります。

電子処方箋は医療機関と薬局の円滑な連携にもつながります。医療機関から薬局へ電子化された処方箋の内容がスムーズに連携されると共に、システム化によって医療機関と薬局の間で処方医と調剤結果についても管理サービス経由で共有する事ができ、医師と薬剤師のスムーズな連携が期待できます^{*3}。

正式運用に先立って2022(令和4)年10月31日から全国4地域の38施設(医療機関7施

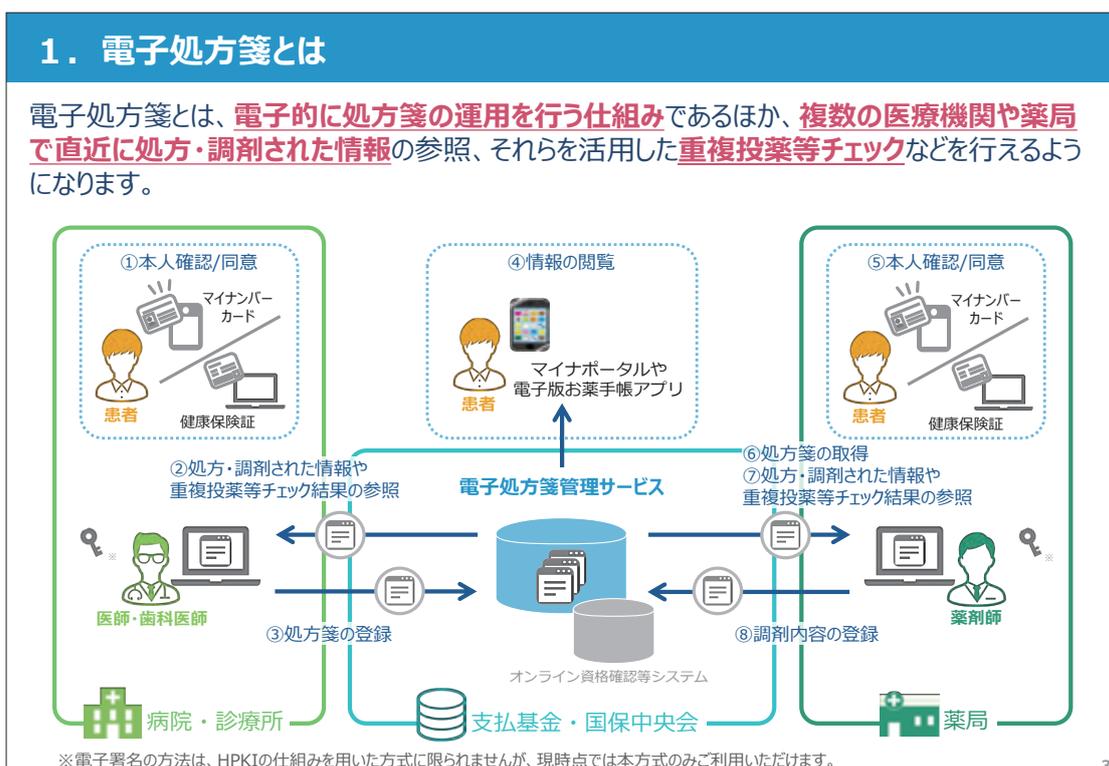


図1：電子処方箋とは^{*2}

設／薬局31施設)で電子処方箋モデル事業および電子処方箋の運用が開始されました(図2)^{※4}。電子処方箋の正式運用開始日は2023(令和5)年1月26日(木)でした^{※5}。



図2：電子処方箋モデル事業 及び 電子処方箋の運用開始について^{※4}
全国4地域のモデル事業
引用4を改変

開始以来、電子処方箋管理サービスは社会保険診療報酬支払基金が行っていましたが^{※6}、2023(令和5)年1月からは国民健康保険中央会が加わりました^{※7、8}。

2. 電子処方箋の今後のスケジュール

現在、システムの導入に当たっては補助金の適用も予定されています。まだ電子カルテシステムを利用しておらず、レセプトコンピューターにて処方箋発行を行っている医療機関に対しても電子処方箋の導入が可能になるよう準備が進められています。

電子処方箋を導入するにはオンライン資格確認を導入していることが前提となります。勤務医師のオンライン資格確認取得が必要となります。

また補助金は、2025(令和7)年3月31日までに電子処方箋管理サービスの導入を完了した上で、2025(令和7)年9月30日までに申請を行う必要があると記載されています(図3)。

3. 利用開始に向けたスケジュール

電子処方箋は^(※1)、令和5年1月より運用を開始し、同年12月に追加機能(リフィル処方箋、口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧、マイナンバーカードを活用した電子署名等)も運用を開始しました。HPKIの仕組みを活用した電子署名の準備作業の内容については、「電子処方箋導入に向けた準備作業の手引き」にてご案内しております。

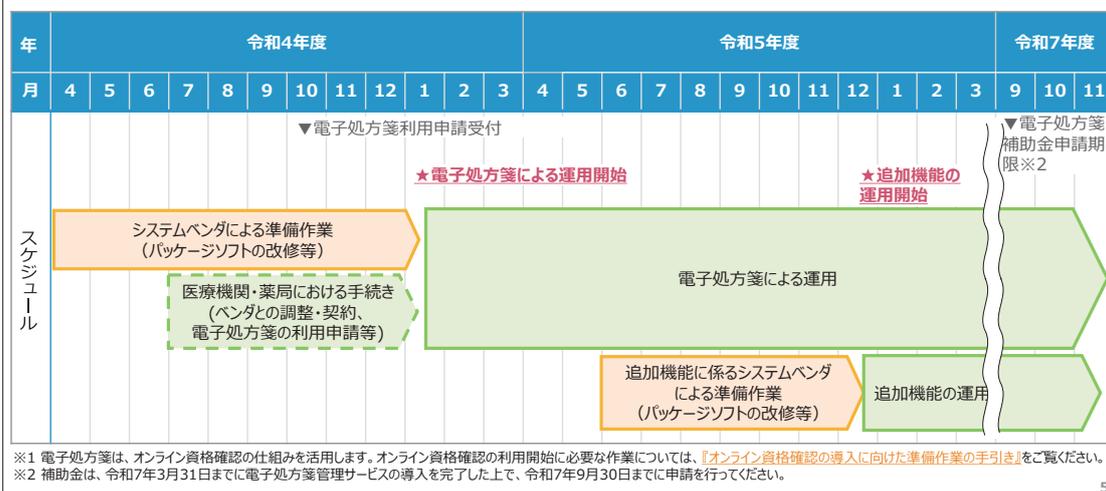


図3：利用開始に向けたスケジュール^{※2}

3. 電子処方箋の対応状態

電子処方箋の導入率(月次推移)は2024(令和6)年7月28日時点で13%と報告されています(図4)^{※9}。また、電子処方箋対応の医療機関を見てみますと、近畿地方(大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・滋賀県・三重県)では総計623医療機関が電子処方箋に対応しています(表1)^{※9}。さらに大学病院では杏林大学医学部付属杉並病院、国立大学法人三重大学医学部附属病院、国立大学法人富山大学附属病院、秋田大学医学部附属病院の4病院が電子処方箋に対応しています^{※9}。

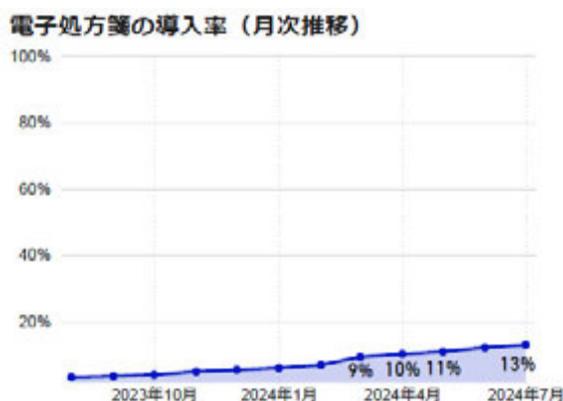


図4：電子処方箋の導入率(月次推移)^{※9}
2024年7月28日時点の数値

府県	病院	診療所	総計
大阪府	9	234	243
京都府	2	63	65
滋賀県	0	34	34
兵庫県	4	172	176
奈良県	0	28	28
和歌山県	0	21	21
三重県	5	51	56
総計	20	603	623

表1：近畿地方の電子処方箋対応医療機関^{※9}
2024年7月28日時点の数値

4. 電子処方箋に必要なHPKI (Healthcare Public Key Infrastructure : 保健医療福祉分野(の)公開鍵基盤)

電子処方箋のしくみで必要となるICカードであるHPKI(Healthcare Public Key Infrastructure : 保健医療福祉分野公開鍵基盤)カードについて解説します。

まずは処方箋の署名について、医師法施行規則や薬剤師法・薬剤師法施行規則でどのように定められているかを確認しましょう。

医師法施行規則第21条では、患者に交付する処方箋には記名押印または署名が必要となる旨が記載されています。また、薬剤師法第26条および薬剤師法施行規則第15条では、医師の処方箋にもとづき調剤した際には、その処方箋に調剤済みの旨を記載し、記名押印または署名が必要との記載があります。

電子処方箋の場合、医師が電子処方箋管理サービスに処方箋を登録することが、従来の紙処方箋の交付にあたりと考えられます。また薬剤師は、医師・歯科医師によって電子処方箋管理サービスに登録された電子処方箋にもとづき調剤を行ったあと、処方箋を調剤済みとして登録します。ここで医師・歯科医師および薬剤師は「記名押印または署名」を行う必要があります。電子処方箋の場合、ICカード(HPKIカード含む)を使って資格認証と電子署名を行うことで、この要件に対応する必要があるのです。

すなわち、電子処方箋にはこのICカード(HPKIカード含む)による医師、歯科医師、薬剤師の署名が必要です。

HPKIは電子署名や電子認証を行う基盤であり、医療現場における公的資格の確認機能を持っています。基盤の設置要件は厚生労働省により策定されており、要件を満たした認証局がHPKI資格認証に使用するカードであるHPKIカードを発行することができます(図5)^{※4}。

現時点では、HPKIカードを発行する認証局

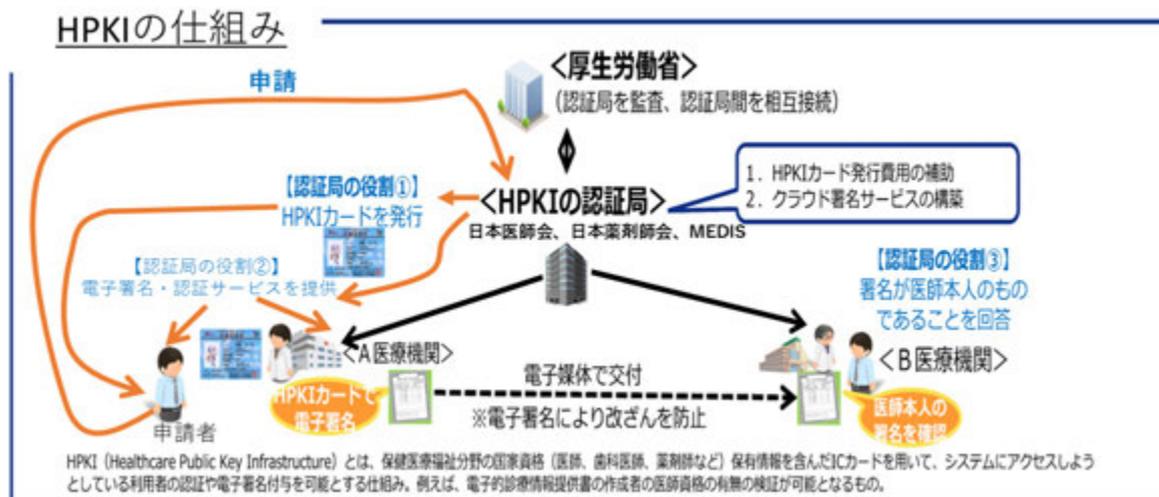


図5：HPKIの仕組み※4

は全3センターで、HPKIカードには日本医師会(図6)※10、日本薬剤師会(図7)※11、医療情報システム開発センター(Medical Information System Development Center : MEDIS)(図8)※12発行の3種類があります。なお歯科医師はMEDISに発行申請を行います※13。

日本医師会が発行する資格証には既にHPKI電子証明機能が搭載されています※10、28。

また現在は電子処方箋で利用するICカードには物理的HPKIカード以外に物理的HPKI情報と紐付けされたマイナンバーカード、スマートフォン上のソフトウェア的HPKIカードがあります。



図6：日本医師会発行 医師資格証 HPKI※10

- ① 医師資格証(名称)
- ② 氏名/生年月日
- ③ 日医会員ID/医籍登録番号
日医非会員の方は「非会員」と印字されます。
- ④ 医師資格証の有効期限
※医師資格証の有効期間は5年間です
- ⑤ HPKIロゴ
2017年1月発行分より印刷されます。
- ⑥ 医師資格証所持者の写真
発行申請書に貼付した写真が印刷されます。
- ⑦ カードID
医師資格証ごとに、一意のIDが付与されます。
- ⑧ 医師資格証の発行日
申請日とは異なります。



図7：日本薬剤師会発行 HPKI※11



図8：医療情報システム開発センター (Medical Information System Development Center : MEDIS) 発行 HPKI※12

5. HPKIとマイナンバーカードとの関係

河野太郎デジタル相は2023(令和5)年12月26日の閣議後の記者会見で、医師がマイナンバーカードを活用して電子処方箋に電子署名ができるようにする手続きを12月27日から開始すると発表しました。これまで必要だった専用カード「HPKIカード」の代わりにマイナンバーカードで電子処方箋に電子署名ができるようになりました。

マイナンバーカードを使って電子処方箋に電子署名をするには、マイナポータルでの手続きが必要で、医師については2023(令和5)年12月27日から可能となりました^{*14, 15}。

6. HPKI ズバリ安いのは医師会経由

結果を先に記載しますと、医師会会員も非会員もHPKI取得料金がズバリ安いのは医師会経由です。

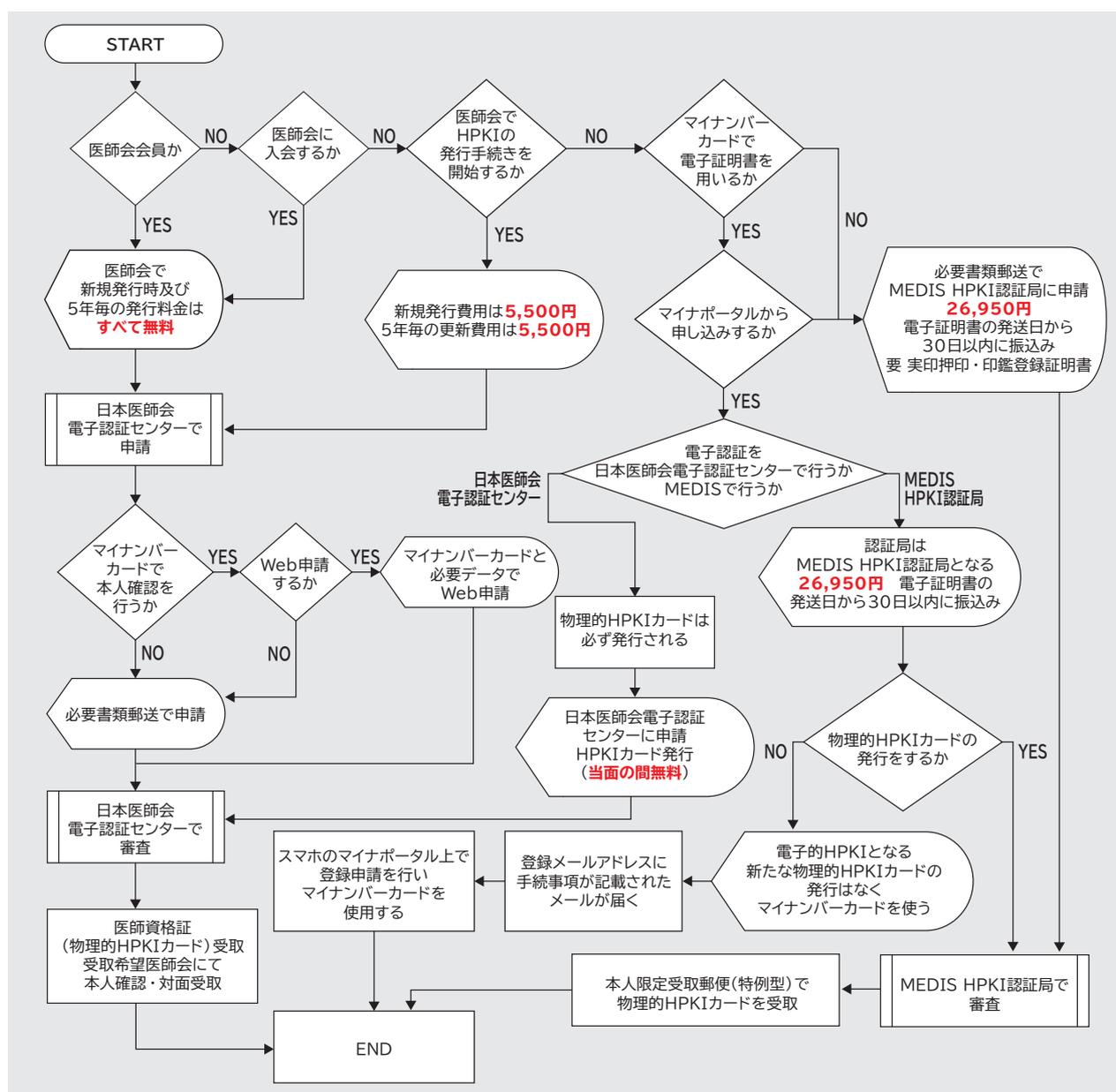


図9：HPKI発行料金フローチャート

ただし初期研修医が医賠償保険に加入する場合は別途保険料(表2)が生じる。また大阪医科薬科大学医師会の医師会費の減免制度は表2を参照してください。

このHPKI取得ですが、料金体系が複雑です。電子認証局は日本医師会電子認証センターと医療情報システム開発センター HPKI認証局の2か所あり、フローチャート(図9)にしました。

また参考まで大阪医科薬科大学医師会の医師会費一覧(表2)^{※16}を転載いたしましたので、ご確認ください。

HPKI取得希望の方は、このフローチャートで料金を確認してみてください。

7. 物理的HPKIカードとソフトウェア的HPKIカード

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に則った形で医師・歯科医師が電子的に署名を行う必要がありますが、現時点では、HPKIの仕組みを用いた署名方式がそれに準拠します。

令和6年4月1日

医師会費一覧

【日本医師会費 及び 大阪医科薬科大学医師会運営維持費】

上段:日本医師会費
下段()内:大阪医科薬科大学医師会運営維持費

区分		第1期 (4~7月)	第2期 (8~11月)	第3期 (12~3月)	年額	
医賠償保険あり	A②B	31歳以上 (卒後6年目以降)	21,000 (+1,000)	22,000 (+0)	21,000 (+1,000)	64,000 (+2,000)
		31歳以上 (卒後5年目まで)	12,000 (+1,000)	12,000 (+1,000)	12,000 (+0)	36,000 (+2,000)
		30歳以下 (卒後6年目以降)	13,000 (+1,000)	13,000 (+1,000)	13,000 (+0)	39,000 (+2,000)
		30歳以下 (卒後5年目まで)	5,000 (+1,000)	5,000 (+1,000)	5,000 (+0)	15,000 (+2,000)
	A②C	初期研修医	5,000 (+0)	5,000 (+0)	5,000 (+0)	15,000 (+0)
医賠償保険なし	B	初期研修医以外 (卒後6年目以降)	9,000 (+1,000)	10,000 (+0)	9,000 (+1,000)	28,000 (+2,000)
		初期研修医以外 (卒後5年目まで)	0 (+1,000)	0 (+1,000)	0 (+0)	0 (+2,000)
	C	初期研修医	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)

※大阪医科薬科大学医師会運営維持費は、日医 A②B 会員並びに B 会員より、年額 2,000 円をいただきます。

【会費減免制度利用の場合】

区分		第1期 (4~7月)	第2期 (8~11月)	第3期 (12~3月)	年額	
高齢の場合	A②B	20年以上在籍 満83歳以上	16,000 (+1,000)	16,000 (+1,000)	16,000 (+0)	48,000 (+2,000)
	B		0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)
疾病の場合 及び	A②B	31歳以上	12,000 (+1,000)	12,000 (+1,000)	12,000 (+0)	36,000 (+2,000)
	A②B	30歳以下	5,000 (+1,000)	5,000 (+1,000)	5,000 (+0)	15,000 (+2,000)
	A②C	初期研修医	5,000 (+0)	5,000 (+0)	5,000 (+0)	15,000 (+0)
出産育児の場合*)	B	初期研修医以外	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)
	C	初期研修医	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)	0 (+0)

*) 出産育児の場合は、出産日の属する年度の翌年度1年間が減免対象期間となります。

【大阪府医師会費】

区分		第1期 (4~7月)	第2期 (8~11月)	第3期 (12~3月)	年額
B	C 会員以外の会員	12,000	12,000	12,000	36,000
C	レジデント、 臨床業務に従事していない会員	6,000	6,000	6,000	18,000
	初期研修医	0	0	0	0

表2: 大阪医科薬科大学医師会医師会費一覧^{※16}
令和6年4月1日現在

電子署名の方法は、

- A) 物理的HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法
- B) クラウド上の電子証明書を用いる方法
 - B-1) 物理的HPKIカードを用いる方法
 - B-2) スマートフォンを用いる方法
- C) HPKIと紐付けたマイナンバーカードで電子証明書を用いる方法

のいずれかを選択できます。

全てHPKIの取得は必要です。

AとBとはHPKIの発行申請が必要です。

さらにAとB-1とは物理的HPKIカード発行が必要です。B-2は物理的カードが不要なソフトウェア的HPKIカードが発行されます。

Cはマイナポータルから利用申請が必要で、物理的HPKIカード発行はされず、マイナンバーカードが物理的HPKIカードの役目をはたします(表3)^{※17}。

8. 電子署名方式

電子署名方式について記載いたします。電子処方箋の仕組みにおいては、医師・歯科医師が電子処方箋を発行する際、および、薬剤師が電子処方箋を調剤済とする際に、電子署名を付すこととなります。

その際の署名方式としては、大きく分けて以下の2種類があります。

①ローカル署名：HPKIカードに格納される電子証明書を用いて署名する方法

②リモート署名：クラウドのシステム上で管理されている電子証明書(HPKIセカンド電子証明書)

※①ローカル署名では、常にHPKIカードが手元にあることが必要となる一方、②リモート署名では、原則として、1日1回、(i)HPKIカード、(ii)マイナンバーカード、(iii)スマートフォンのいずれかで本人認証を行うことで電子署名が可能です(図10)^{※18}。

	A	B		C
	物理的HPKIカードの中の電子証明書を用いる方法	B-1	B-2	HPKIと紐付けたマイナンバーカードで電子証明書を用いる方法
		物理的HPKIカードを用いる方法	スマートフォンを用いる方法	
HPKIの取得	必要	必要	必要	必要
物理的HPKIカードの発行	必要	必要	不要	不要†
電子署名の方式	ローカル署名	ローカル署名とリモート署名?*	リモート署名	リモート署名
マイナンバーカードの所有	不要	不要	不要	必要†
必要なカード枚数	1	1	0	1

表3：電子証明書の種類と電子署名^{※17}

*：物理的HPKIカードでクラウド上の電子証明書を用いる方法を行った場合、物理的HPKIカード上の電子署名が消去されると明示されていないため、おそらくローカル署名とリモート署名の両方が可能と思われるが本稿作成時には、確認しえなかった。

†：HPKIに紐づけされたマイナンバーカードがクラウド上の電子証明書を用いる方法における物理的HPKIカードと同等の働きをする。

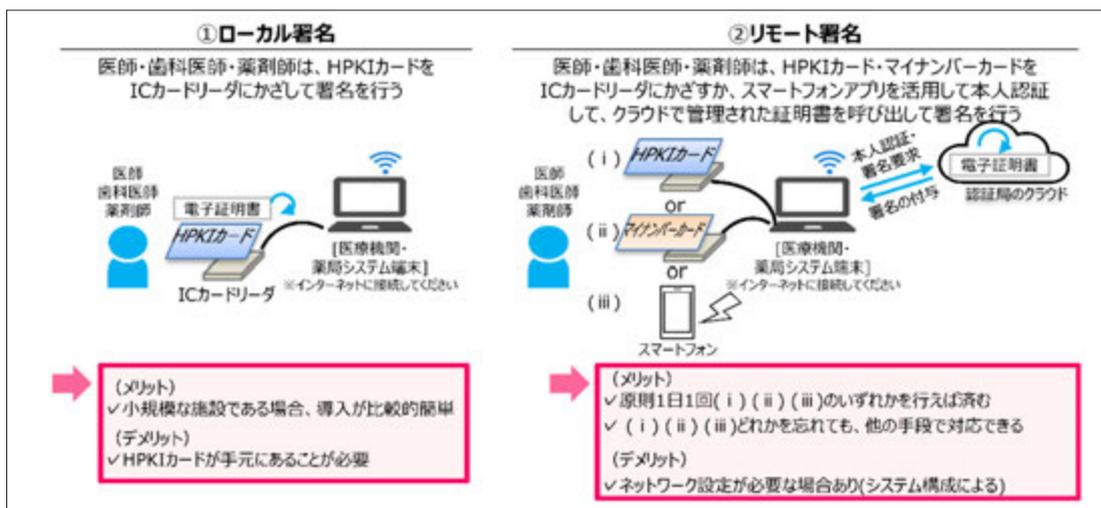


図10：ローカル署名とリモート署名

9. HPKIセカンド電子証明書

日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センター(MEDIS)は、厚生労働省が施策として普及を進めているHPKI認証局を運営しています。

各HPKI認証局は、電子的な身分証明書である「HPKI電子証明書」を発行し、そのHPKI電子証明書を格納したICカード(以下、HPKIカード)を、それぞれ『医師資格証』、『薬剤師資格証』、『HPKI資格証』という名称で提供しています。

これらのHPKIカードを用いることで、医師や薬剤師等の医療分野国家資格を電子的に証明できる「HPKI電子署名」を行うことができます。しかし、カードという物理媒体を用いることから、HPKI電子署名を実施しようとする全ての端末(電子カルテ等)にカードリーダーが必要なことや破損・紛失時に業務が滞ることなどが指摘されていました。

これらの指摘に対して、HPKI認証局の運営団体として検討を重ねた結果、HPKI電子証明書をHPKIカードだけでなく、セキュアなクラウド上にも格納することで、HPKIカードを用いなくてもHPKI電子署名を行うことができる「HPKI電子証明書管理サービス」を3団体共同で開発し、2022(令和4)年12月から運用を

開始することとしました*19。

セカンド電子証明書は、HPKIカード発行対象者に対して追加で発行される2番目の電子証明書です。これを、「HPKI電子証明書管理サービス」のクラウドサーバ上に格納し、事前に利用者が登録を行った生体認証機能付きスマートフォン等(モバイルデバイス)やマイナンバーカードで認証を行うことにより、手元に医師・歯科医師・薬剤師資格証がなくてもHPKI電子署名を行うことが可能となります(図11)*20。

このクラウド(cloud)とは英語で「雲」を表す単語のことですが、IT業界においてはインター

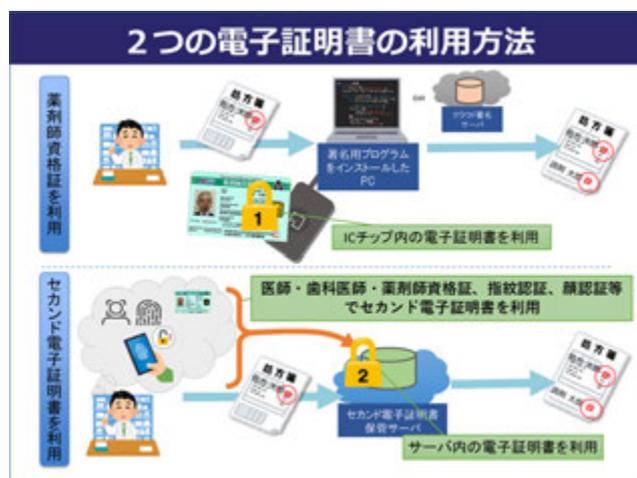


図11：2つの電子証明書の利用方法*20
 引用20を改変

ネット経由で利用するアプリケーション(またはサービス)を指す言葉です。「クラウドサービス」や「クラウドコンピューティング」と呼ばれることもあります。クラウドの大きな特徴として、インターネット環境があれば「いつでもどこでも利用できる」ということ、その利便性から個人や企業を問わず幅広く使用されています。世界的な動画共有サービスとして馴染み深い「YouTube」や、文書や写真などのデータをオンライン上で管理できる「Microsoft OneDrive」など、著名なクラウドサービスも少なくありません^{※21}。

10. 半導体不足とHPKIセカンド電子証明書

2024(令和6)年6月時点では、世界的な半導体不足により、HPKIカードの在庫が不足している関係で、物理的HPKIカードを用いたローカル署名方式(図10①)、と物理的HPKIカードを用いたリモート署名方式(図10②(i))では、HPKIカードの方式をすぐに利用できない場合があります。このため、HPKIカードを物理的に保有せずとも、マイナンバーカードやスマートフォンを用いて、すぐに電子署名を行うことができるリモート署名方式が推奨されています。

日本医師会認証局において、2024(令和6)年8月18日時点では、カードレス先行発行(最初にマイナンバーカード、スマートフォンが使える状態となり、HPKI物理カードが後追いで発行される形式)となっていますので注意が必要です^{※22}。

11. HPKI申請方法

ここでは日本医師会認証局への申請を例として説明します。

詳細はホームページ 1. 医師資格証の申請にあたって | 医師資格証(HPKIカード)新規お申込み | 日本医師会電子認証センター (<https://www.jmaca.med.or.jp/application/>)

を参照してください。

概略を記載します。

申請書類

11-1：医師資格証発行申請書

上記ホームページからダウンロード出来ます。撮影から6ヶ月以内の証明写真が必要です。

11-2：医師免許証コピー

(裏書がある場合、裏面コピーも必要です。)

11-3：住民票

発行から6か月以内・コピー不可 個人番号、住民票コードは載せない。

11-4：身分証のコピー

(下記のいずれか1点)(有効期間内のもの)

- ・日本国旅券
- ・運転免許証 もしくは 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降発行のもの)
- ・マイナンバーカード
※表面のみ ※通知カード不可
- ・住民基本台帳カード
- ・官公庁発行職員身分証明書

※医師資格証(HPKI)に旧姓・通称を併記する、または、旧姓等により、申請書の姓と一部書類の姓が異なって記載されている場合などは、6か月以内の旧姓または通称がわかる公的書類の原本(戸籍(抄)本または旧姓も記載された住民票)もあわせて提出します。

そして、揃った申請書類を送付します。

日医会員は発行費用無料ですが、日医非会員は発行費用を支払います。

医師資格証(HPKI)が発行されます。日医非会員は入金確認後に発行開始となります。

医師資格証発行完了通知(ハガキ)が連絡先住所に到着します。

受取

申請者本人が

『対面受取時の書類』(下記)を持参し、発行完了通知に記載された医師会で医師資格証を受け取ります。※代理人不可

対面受取時の書類

※あらかじめ受取場所の医師会に電話確認

1. 医師資格証発行完了通知(ハガキ)
2. 身分証の提示(下記のいずれか1点)
(有効期間内のもの)
 - ・ 日本国旅券
 - ・ 運転免許証もしくは運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)
 - ・ マイナンバーカード ※通知カード不可
 - ・ 住民基本台帳カード
 - ・ 官公庁発行職員身分証明書

12. HPKIセカンド電子証明書発行申請

12-A：医師資格証(HPKI)を既に所持している場合

申請手順を示します。

HPKIセカンド電子証明書申請サービス|日本医師会電子認証センター(https://webapply.jmaca.med.or.jp/Jma2ndApply/G100_Accept/Accept.aspx)にアクセスします。

「既に医師資格証をお持ちですか?」と尋ねてきているので「はい」をクリックします。

HPKIセカンド電子証明書発行申請のログイン認証に画面が変わります。

医師資格証(HPKI)券面に印字されている「医籍登録番号」と「カードID」を入力し、「認証」ボタンを押します(図12)*23。

ここから先は、個人情報保護のため、正確なURLが記載できませんでしたが、URLはログイン認証に続く画面であるので、ログイン認証と同じとして記載いたします。また掲載画面は著者の申請時の記録で記載いたします。

認証が成功しますと「利用規約等の確認と同意」の画面になります。

同意するなら「上記、『CPS』及び『利用規約』に同意します。」をクリックします(図13)*23。

次に申請者情報入力画面になりますので、



図12：ログイン認証*23

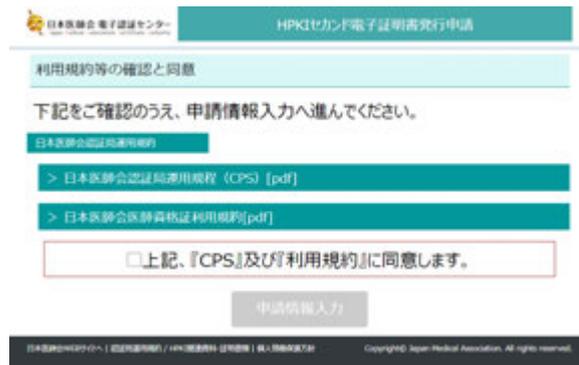


図13：利用規約等の確認と同意*23



図14：申請者情報入力画面の上半分*23

必要事項を入力します(図14、図15)^{※23}。

主な入力箇所は上記です。

これでは、本人限定受取郵便(特例型)でQRコードが印刷された「HPKIセカンド電子証明書初期登録QR(通知カード)」が郵送されます。「到着通知書」が先に届き、必要な物を用意します。配達で受け取る場合は①氏名、住所および生年月日の記載がある本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、②印鑑(サインでもOK)が必要で、郵便局で受け取る場合はさらに到着通知書が必要です^{※24}。郵便局担当者は、本人確認書類を複写するか、証明資料の種類と記号番号を控えます(図16)^{※25}。

このようにしてHPKIセカンド電子証明書初期登録QR(通知カード)(図17)^{※26}が届きます。

12-B：HPKIをまだ持っていない場合

新規に医師資格証(HPKI)を申請すれば、同時にセカンド電子証明書も発行されますので、医師資格証の新規発行申請をします^{※23}。特に半導体不足のためセカンド電子証明書が先行して届く場合もあります。

13. HPKIセカンド電子証明書と「デジタル医師資格証」アプリによるスマートフォンへ紐づけ

HPKIセカンド電子証明書と「デジタル医師資格証」アプリ(図18)を使用したスマートフォンへ紐づけについて説明します^{※27}。

【用意するもの】

- ①生体認証(指紋認証、顔認証)が登録済みのスマートフォンまたはタブレット ※iPadは除く
 - ・ iPhone…iOSバージョン14以上
 - ・ Android端末…OSバージョン7以上
- ②HPKIセカンド電子証明書「初期登録用QRコード」医師資格証と一緒に発行・交付されたQRコードの印刷されている紙のカードです(図17)。

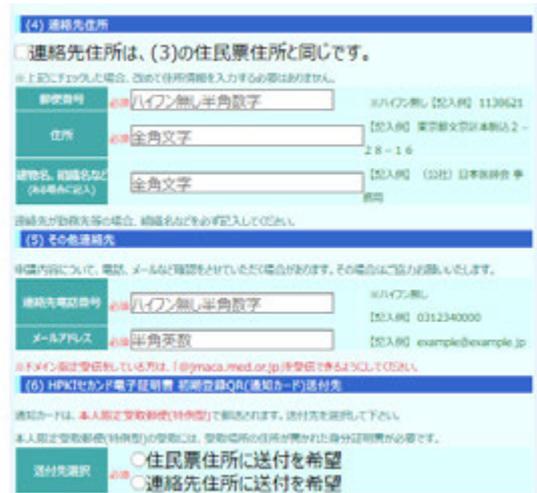


図15：申請者情報入力画面の下半分^{※23}

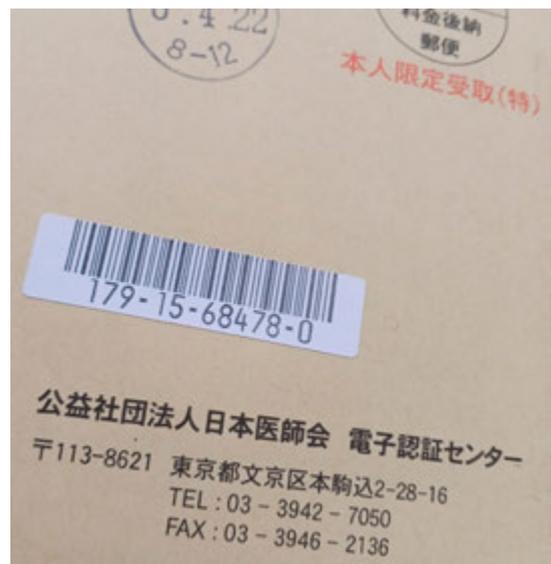


図16：日本医師会電子認証センターからの本人限定受取郵便(特例型)の封筒^{※24}



図17：HPKIセカンド電子証明書初期登録QR(通知カード)^{※26}



図18：「デジタル医師資格証」アプリ^{※27}

①「デジタル医師資格証」のアプリをインストールしてください。アプリのiOS版のQRコードを図19にAndroid用を図20に示します。またアプリのアイコンを図21に示します※27。



図19：アプリQRコード (iOS)※27



図20：アプリQRコード (Android)※27

②「デジタル医師資格証」のアプリをタップして開きます。最初に利用規約(図22)が表示されますので、お読みの上【同意する】をタップしてください※27。



図21：デジタル医師資格証アイコン※27

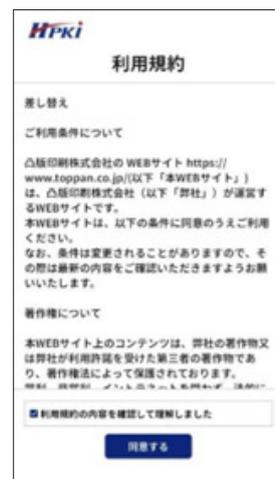


図22：利用規約※27

③【初回登録の方はこちら】をタップしてください(図23)※27。

※すでにセカンド電子証明書を登録している場合は、【ログイン】をタップして生体認証にてログインしてください。

④カメラが起動しますので、初期登録用QRコードを読み取ってください(図24)※27。

※QRコードの読み取りがうまくいかない、または読み取りを行っても画面に何も表示されない場合は、お手数ですが以下のマニュアルに記載の登録手順で初期登録をお試ください。

https://www.jmaca.med.or.jp/service/data/HPKI2nd_Browser.pdf

⑤スマートフォンに、パスワード入力画面が表示されるので、パスワードを入力し、【OK】をタップします(図25)※27。初期登録用のパスワードは、生年月日(西暦)8桁です。

※パスワードは入力を5回間違えると登録ができなくなります。

⑥正しいパスワードが入力されると、ログイン画面が表示されます。

Username欄に、紙カード「初期登録用QRコード」に記載された「本人ID」が自動で入力されますので、正しいことを確認して【ログイン】ボタンをタップします(図26)※27。



図23：初回登録の方はこちら※27



図24：QRコードの読み取り※27

⑦本人IDが正しく認証されたら、登録開始画面(図27)が表示されるので、【登録】ボタンをタップします※27。



図25：パスワード入力画面※27

⑧スマートフォンによる生体認証の画面が表示され生体認証が実施されます。

※画面や生体認証の方法はスマートフォンによって異なります。右の画面はiPhoneによる指紋認証の場合の例です(図28)※27。

⑨生体認証登録が完了したら、「ラベル登録画面」(図29)が表示されます※27。作成した鍵情報をスマートフォン側で識別するためのラベル情報を設定する画面ですが、値はシステムで自動設定されるため、特に何も入力せず、【OK】をタップします※27。

⑩スマートフォン側の処理が完了し、完了画面が表示されます。

詳細は「HPKIセカンド電子証明書」のご案内(<https://www.jmaca.med.or.jp/service/data/HPKI2nd.pdf>)を参照してください。



図26：ログイン画面※27



図27：登録開始画面※27



図28：iPhoneによる指紋認証※27



図29：ラベル登録画面

14. 2021(令和3)年3月のHPKIの状況と比較して

大阪医科大学医師会会報 第55号(2021(令和3)年3月)においても、HPKIに関して、ホームページの広場36：「医師免許証と健康保険証のICカード化」※28で述べましたが、その当時は今日ほども具体的なものではありませんでした。この約3年でHPKIは電子処方箋の運用に関して重要な位置づけを持つようになっていきます。

15. 結論

結論としましては、医師会員も非会員もHPKI取得料金がズバリ安いのは医師会経由です。(図30)

今回はHPKIについて記載いたしました。

- 医師会員 — 無料
- 非医師会員 — 医師会で医師資格証を作成 新規発行費用：5,500円 5年毎の更新費用：5,500円
 - マイナンバーカードを利用してマイナポータルから申請
 - 電子認証を日本医師会電子認証センターで行う
 - 物理的HPKIカード：0円
 - マイナンバーカードを用いたリモート署名：0円
 - 電子認証をMEDIS HPKI認証局で行う
 - 新規発行費用：26,950円 5年毎の更新費用：26,950円

図30：取得料金

参考文献

- ※1: 電子処方箋|厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/stf/denshishohousen.html#1>
- ※2: 電子処方箋 概要案内
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001015134.pdf>
- ※3: <https://www.youtube.com/watch?v=k46iUfeTTDc>
- ※4: 電子処方箋について / 電子処方箋モデル事業 及び 電子処方箋の運用開始について
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001037729.pdf>
- ※5: 電子処方箋の運用開始日について|厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29843.html
- ※6: 電子処方箋管理サービスの運用について
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001185395.pdf>
- ※7: 「電子処方箋管理サービスの運用について」の改正について
令和5年1月26日
<https://kayaku.app.box.com/s/91rrsdf63f9tbkg8444lablyx7wel2z>
- ※8: 電子処方箋管理サービスの運用について 事務連絡
令和5年1月26日
<https://www.hospital.or.jp/site/news/file/4631493281.pdf>
- ※9: 電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード|デジタル庁
<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>
- ※10: 医師資格証について | 医師資格証(HPKIカード)について
| 日本医師会電子認証センター
<https://www.jmaca.med.or.jp/hpki/qualification.html>
- ※11: 長野県薬剤師会 - 薬剤師資格証(HPKIカード)の取得はお済ですか?
<https://www.naganokenyaku.jp/hpki2022.html>
- ※12: 申し込み方法|HPKI 保健医療福祉分野公開鍵基盤
電子認証局のご案内
https://www.medis.or.jp/8_hpki/application.html
- ※13: 【教えて!会長!! Vol.65】電子処方箋って? | 東京歯科保険
医協会
<https://www.tokyo-sk.com/news1/26423/>
- ※14: 電子処方箋向けの医師の電子署名、マイナンバーカードで可能に | 日経クロステック(xTECH)
<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/16498/>
- ※15: 電子処方箋発行時、マイナンバーカードでの電子署名が可能に
<https://medical.nikkeibp.co.jp/leaf/mem/pub/report/t262/202312/582634.html>
- ※16: 医師会費一覧
https://www.ompu.ac.jp/u-deps/ompuda/join/membership_fee2024.pdf
- ※17: 電子処方箋|厚生労働省・1. 電子処方箋の概要病院・全体概要・診療所向け
電子処方箋 概要案内【病院・診療所】令和6年5月 1.4版
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001015134.pdf>
- ※18: マイナポータル上でのマイナンバーカードを活用した電子署名の申請
<https://www.mhlw.go.jp/content/11120000/001264397.pdf>
- ※19: 電子処方箋に向けた大学病院含む病院向け医師資格証(HPKI カード)に関する対応方針
https://www.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20221130_1.pdf
- ※20: セカンド電子証明書
<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/pqc.html#S90>
- ※21: IT業界で使われる「クラウド」とはどういう意味?どんなことができるの? - システム開発のプロが発注成功を手助けする【発注ラウンジ】
<https://hnavi.co.jp/knowledge/blog/cloud/>
- ※22: 半導体不足の影響に伴うHPKIセカンド電子証明書のみ
の先行発行について
<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/011226.html>
- ※23: ログイン認証|HPKIセカンド電子証明書申請サービス|
日本医師会電子認証センター
https://webapply.jmaca.med.or.jp/Jma2ndApply/G100_Accept/Accept.aspx
- ※24: HPKIセカンド電子証明書のQRコード届いた。 | あざみ野
棒屋(Azaminoboy) @ 木村泌尿器皮膚科
<https://ameblo.jp/azaminoboy/entry-12799908058.html>
- ※25: 本人限定受取郵便(特例型)の受け取り方等について
<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/pdf/honningentei.pdf>
- ※26: 「初期登録用QRコード」を用いたスマートフォンの登録手順
https://www.jmaca.med.or.jp/service/data/HPKI2nd_Browse_r.pdf
- ※27: 「HPKIセカンド電子証明書」のご案内
<https://www.jmaca.med.or.jp/service/data/HPKI2nd.pdf>
- ※28: ホームページの広場36: 「医師免許証と健康保険証のIC
カード化」
https://www.ompu.ac.jp/u-deps/ompuda/report/pdf/report_55_p20-30.pdf